

PF0A 関連物質等の化審法第一種特定化学物質への 指定方法について



2023年12月15日に、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)対象物質(ペルフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質等)の化学物質審査規制法(以下、化審法という。)第一種特定化学物質への指定方法について3省合同会合(厚生労働省、経済産業省、環境省)が開催されました。

会合では、POP s条約上でPFOA関連物質に相当する物質群の定義について見直すこととし、また、PFOA関連物質の例示的リストの変更があっても、それに該当するPFOA関連物質を機動的に第一種特定化学物質として指定できる仕組みが検討されました。

化審法における第一種特定化学物質の指定方法の案については、以下の通りです。

- (1) POP s条約における定義に倣い、PFOAの異性体はPFOA関連物質には含めず、「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」としてPFOAと同一の号に第一種特定化学物質として指定する。
- (2) PFOA関連物質に相当する物質群のうち、化審法において例外的に使用できる用途を設ける必要がある2物質(PFOI及び8:2FTOH)については物質の構造が特定されていることから、PFOA関連物質として政令に規定する。その他の物質群については、例示的リストの変更があっても機動的に第一種特定化学物質として指定できるようにするため、POP s条約における定義のとおり引用したPFOA関連物質の外延として政令に規定し、具体的な物質群は省令において別途指定する。
- (3) その他のPFOA関連物質については、今後開催する3省合同会合の意見等を聴いた上で、新設する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において具体的な物質群を指定する。なお、具体的な物質群については、POP RCの第19回会合で示された例示的リスト案に記載されている物質群の中から、4つの要件のうちのいずれかを満たす物質群を指定する。
- (4) PFOAの異性体及びPFOA関連物質を第一種特定化学物質に指定することに伴い、第一種特定化学物質を使用している製品の輸入を禁ずること(化審法第24条)、一定の要件を満たす用途以外には第一種特定化学物質の使用を認めないこと(化審法第25条)、第一種特定化学物質を製造あるいは取り扱う場合においては技術上の基準に従うこと(化審法第28条)等に係る具体的な措置についても今後検討する。

今後のスケジュールについては、当社発行 [2024年1月号ニュースコンテナ「PFOAの関連物質等の第一種特定化学物質への指定等に係る予定について」](#) をご参照ください。

当社では、PFOA等のPFASの分析を行っております。お気軽にお問合わせください。

資料 [2023年12月8日付 環境省報道発表資料](#)

有機分析箇所 長谷川知草